別表第２（第６条関係）

令和８年１０月２０日作成
南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局

オープンカウンター説明書

「令和８年度南紀熊野ジオパーク学習用ハンドブック制作及び配送委託業務」

令和８年度南紀熊野ジオパーク学習用ハンドブック制作及び配送委託業務については、別途のオープンカウンター公告のとおり、「オープンカウンター」により南紀熊野ジオパーク推進協議会が調達する。

当該「オープンカウンター」については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治法令」という。）、和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）、和歌山県役務の提供等の契約に係るオープンカウンター実施要領（平成２０年制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に定めるもののほか、このオープンカウンター説明書によるものとする。

オープンカウンターに参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出しなければならない。

なお、当該見積書の提出後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

１　オープンカウンター公告年月日
　　令和８年１０月２０日
２　オープンカウンターに付する事項
（１）事業年度
　　令和８年度
（２）調達業務の名称
　　令和８年度南紀熊野ジオパーク学習用ハンドブック制作及び配送委託業務
（３）調達業務の内容
　　仕様書のとおり
（４）契約期間
　　契約締結日から令和９年３月１８日まで
３　オープンカウンターに参加する者に必要な資格に関する事項
　次に掲げるすべての要件を満たしていること。
（１）自治法令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
（２）和歌山県物品の購入､役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和５年和歌山県告示第１０００号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『１０．企画・広告・手配』の小分類『１．広告・デザイン・映像制作』」であること。
（３）和歌山県内に本店を有する者、又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人に選任している者であること。

（４）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和５年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
（５）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成２０年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
４　仕様書及びオープンカウンター説明書を交付する場所及び期間
（１）場所
南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局
東牟婁郡串本町潮岬２８３８－３（和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター）
（２）期間
令和８年１０月２０日から令和８年１０月２９日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第３９号）第１条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時００分から午後５時００分（最終日にあっては午後４時００分）まで
（３）質問の期間
仕様書及びオープンカウンター説明書について質問がある者は、令和８年１０月２０日から令和８年１０月２６日までの間において、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。
ア　所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書（様式１：要領の別記第１号様式）とする。
イ　質問に対しては､原則として令和８年１０月２８日までに書面(ファクシミリを含む。)により回答し、その内容については、物品・役務電子調達システムへの掲載及び南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局での備付けの方法により公表するものとする。
ただし、その内容が軽微なものにあっては、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局の担当者の口頭による回答のみとすることができる。
５　オープンカウンターの見積書の提出の場所及び期間（提出期限）
（１）場所
南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局
東牟婁郡串本町潮岬２８３８－３（和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター）
（２）期間
令和８年１０月２０日から令和８年１０月２９日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第３９号）第１条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時００分から午後５時００分（最終日にあっては午後４時００分）まで
郵送の場合にあっても、当該期間内（提出期限まで）に必着させること。
６　オープンカウンターの方法に関する事項
（１）オープンカウンターの見積もりは、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。
ア　所定の見積書の様式は、見積書（様式２）とする。
イ　見積金額は、調達業務を完了するための価格の総額とする。
また、見積金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
ウ　見積書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、見積者（見積書を提出する者をいう。以下同じ。）の氏名（商号(屋号)を含む。法人にあっては､その名称及び代表者の氏名をいう。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
エ　見積者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしてお

かなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。

オ　見積書を提出した後は、見積書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

（２）見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び案件番号を表示すること。

（３）郵送により見積書を提出する場合には、封筒(封皮に見積者の氏名を表示したもの)に密封した見積書を令和８年１０月２９日午後４時００分までに、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局へ必着させること。

（４)オープンカウンター及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとすること。

ア　オープンカウンター事務（開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。）の事務を含む。）は、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局の複数の職員により行うものとする。

イ　提出期限後の見積書の提出は認めない。

ウ　見積書の開札は、見積書の提出期限後直ちに、オープンカウンター事務を担当する複数の職員が行い、開札の結果（落札者の決定を含む。）については、オープンカウンター見積結果表を作成して整理するものとする。

エ　天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、オープンカウンターを延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合でオープンカウンターを公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。

オ　その他オープンカウンターの執行については、要領及びこのオープンカウンター説明書に基づき、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局の長が決定する。

７　オープンカウンターの無効に関する事項

オープンカウンター説明書に示したオープンカウンターに参加する者に必要な資格のない者がした見積もり及びこのオープンカウンター説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で３に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する見積もりは、無効とする。

（１）オープンカウンターに参加する者に必要な資格のない者がした見積もり

（２）所定の提出期限までに提出されなかった見積もり

（３）同一事項のオープンカウンターについて、見積者が２以上の見積もりをした場合のそのいずれもの見積もり

（４）明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積もり

（５）記名押印を欠いた見積書による見積もり

（６）見積金額を訂正した見積書による見積もり

（７）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積もり

（８）その他オープンカウンターに関する条件に違反した見積もり

８　落札者の決定に関する事項

（１）オープンカウンターの要件、執行方法等の細目については、要領及びこのオープンカウンター説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、オープンカウンターを延期し、又は取りやめることがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合でオープンカウンターを公正に執行で

きない状況にあると認めたときは、オープンカウンターを延期し、又はこれを廃止することがある。

（２）このオープンカウンターの開札は、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局の複数の職員により行うものとする。

（３）和歌山県財務規則第１０９条の規定により同規則第１０２条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範　囲内で､最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。

（４）落札者となるべき同価の見積もりをした者が２人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該オープンカウンター事務に関係のない南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局の職員にくじを引かせるものとする。

（５）落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が３に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、南紀熊野ジオパーク推進協議会は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

９　契約書の要否

要

10　その他

（１）このオープンカウンター及びそれに基づく発注（契約）に関する事務担当の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局

イ 所在地

東牟婁郡串本町潮岬２８３８－３（和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター）

郵便番号　６４９－３５０２

電話番号　０７３５－６７－７１００

ファクシミリ番号　０７３５－６７－７１９１